

財政史よりみた一九世紀後半における阮朝統治の再検討

多 賀 良 寛

はじめに

第一章 一九世紀前半における阮朝財政の特徴

第二章 一九世紀後半における阮朝財政の危機

第三章 新たな財政システムの登場

終わりに

はじめに

一八世紀後半から一九世紀前半にかけ、東南アジアの大陸部ではビルマのコンバウン朝、^① シヤムのラタナコーシン朝、ベトナムの阮朝という三つの強力な王朝が出現し、現代國家につながる領域統合が進められた。このうち一八〇二年に成立した阮朝は、^② 實質的にベトナム最初の南北統一王朝であり、中部のフエから全土を統治する独自の統合モデルを打ち出していった。一九世紀後半に入ると、東南アジアでは歐米諸國による植民地化が加速する。ベトナムでは一八五八年九月、フランスとスペインの艦隊が中部ベトナムのダナンを攻撃し、植民地化の口火が切って落とされた。フランスは一八六〇年代に南部ベトナムを奪ってサイゴンを中心とする植民地を築き、一八七〇～八〇年代には北部ベトナムへの勢力擴張を

圖る。その後北部ベトナムでは、阮朝・フランス・清朝の利害が交錯して複雑な政治状況が出現するが、清佛戦争をへてフランスによる阮朝の保護國化が完成することとなった。

このような状況を反映し、従来の歴史研究の多くは、植民地化にいたる一九世紀後半のベトナム史を危機と衰退の時代として描いてきた。一般にベトナムの歴史學界では、一八五八年のダナン攻撃をもって近代 (Cổ đại) の始まりと見なしている。ベトナム近代史研究における阮朝は、植民地侵略に屈し獨立を喪失した王朝として、否定的な評價の対象であった。⁽³⁾ ベトナム本國ではドイモイ政策の影響もあり、一九九〇年代以降阮朝に對する再評價が劇的に進展した。しかしそうした再評價の中心はあくまで植民地化に先立つ一九世紀の前半にあり、一九世紀後半における阮朝の位置附けについては、基本的に従来の觀點が踏襲されている。⁽⁴⁾ 一九九〇年前後になると、それまで植民地建設史やベトナムをめぐる中佛關係史などが主要テーマであった歐米・日本の學界においても、阮朝側の視點をふまえた近代史研究が發表されていく。⁽⁵⁾ しかし近代ベトナム史の内在的理解を目指すそれらの研究が共通して直面したのは、利用可能な阮朝側史料の厳しい制約であった。一九世紀後半のベトナムを分析するにあたり、フランスおよび清朝側の史料が比較的早く利用に開かれていたのに對し、阮朝側の記録については、實質的に参照可能な史料が王朝の正史にあたる『大南寔錄』(以下『寔錄』)のみという状況が長く續いた。さらにその『寔錄』についても、嗣德帝の統治期にあたる第四紀は、先行する時期に比して情報の密度が大幅に落ちるという問題を抱えていたのである。⁽⁶⁾

ところが二〇〇〇年代に入ると、こうした史料状況を大きく變える出來事が起こった。それは、ベトナム國立第一公文書館 (Trung tâm Lưu trữ quốc gia I) における阮朝硃本 (Châu bản triều Nguyễn、以下硃本) の公開である。硃本は阮朝期に作成された行政文書のコレクションであるが、その公開が近代史研究にとって重要な意味を持つのは、そこに嗣德帝期の文書が大量に含まれているためである。硃本の利用が可能となったことで、『寔錄』の記述が薄く詳細な検討が困難であった一九世紀後半のベトナムの状況を、阮朝側の視點にたつて再構成する道が開かれたといえよう。硃本を活用した研究は

近年急速に増加しているが、一九世紀末の北部ベトナムで活動した華人武装集團と阮朝の關係を検討したデイヴィス氏の著作のように、近代史における阮朝理解の再検討を促す研究もすでに生み出されている。⁽⁸⁾

本稿ではこうした史料状況の改善をふまえ、財政史という見地から一九世紀後半のベトナム社會と阮朝統治の再検討を試みる。南北統一政權として廣大な領域を統治することとなった阮朝は、ベトナム歴代王朝のなかで最も精緻な財政システムを持ち、財政活動を通じて生みだされる物流の地理的範圍と量はきわめて巨大であつた。それゆえ財政史は、一九世紀ベトナムにおける國家統合の構造と變容を考えるうえで、きわめて重要な分析テーマを構成する。一九世紀前半の阮朝財政については、すでに嶋尾稔氏によるすぐれた整理があり、筆者自身も貨幣史や財政的物流の觀點から若干の考察を行ったことがある。⁽¹⁰⁾これに對し一九世紀後半の阮朝財政については、軍事支出の増大と財政の窮乏化が漠然と指摘されつつも、その具體的な状況についてはほとんど明らかにされていない。

一九世紀のベトナムで起こった財政システムの變容を長期的なスパンのなかで理解するため、本稿では以下のプロセスにそつて分析を進める。第一章では、一九世紀後半に起こった財政構造の變化を明確にする前提として、それに先立つ一九世紀前半の阮朝財政を概觀し、その基本的特徴を示す。つぎに第二章では、一八六〇～七〇年代における財政支出の擴大を、北部ベトナムでの軍事支出に着目して具體的に検討する。最後に第三章では、これら財政支出の擴大に對應するため、同時期に阮朝が打ち出した諸政策について分析を加える。從來否定的に評價されてきた一八六〇～七〇年代という時期において、じつは阮朝がいくつかの劃期的な財政政策を打ち出し、そこから新しい財政システムが生まれつつあったことを提示したい。

第一章 一九世紀前半における阮朝財政の特徴

本章では一九世紀前半における阮朝の財政システムを論じるが、紙幅と史料の關係から、分析對象を大きく絞らざるを

表 1 阮朝税制の基本構造

	税 目	内 容	納入方法	徴税請負
正賦	田賦	土地税	現物納	
	丁賦	定住稻作民に対する人頭税	錢納	
	鑛税	鑛山税	現物納	○
雑賦	明郷/清人/蠻僮土/清魚戸	非キン族に対する人頭税	錢納/銀納/現物納	
	金戸/燕戸/採香戸/桂戸…	特産物の生産者に対する人頭税	現物納	
	港税	入港税	半銀半錢納	
	關津	内國關税	全銀/半銀半錢/ 全錢納/現物納	○
	源潭	源（中部地域における山地—平野間の交易據點）および内水面への課税	錢納/現物納	○

典據：多賀良寛「19世紀ベトナムにおける租税銀納化の問題」『社會經濟史學』83-1、2017年、94頁の表1を一部改變

得ない。そこで以下、財政に關わる諸問題のうちでも阮朝の統治構造をよく反映するものとして、税制と財政資源の分布、財政とロジスティクス、フエにおける財政備蓄という三點に着目して分析を進める。⁽¹¹⁾

(二) 税制と財政資源の分布

一九世紀前半における阮朝財政の構造を理解するうえでまず重要なのは、財政収入の基礎をなす税制のあり方である。いま阮朝の制度・法令集である『欽定大南會典事例』（以下『會典』）にしたがい、一九世紀前半に存在した諸税目を分類すると表1のようになる。阮朝が税制の柱と位置付けていたのは、土地税である田賦（コメによる現物納）と、定住稻作民の成年男子に對する人頭税としての丁賦（錢納）であり、兩者はあわせて正賦と呼ばれた。

正賦から得られる収入は、國家が把捉する耕地の面積と成年男子の人口數に比例する。そのため阮朝は、全國規模の耕地調査を行って土地臺帳（地簿）を作成するとともに、閲選法と呼ばれる人口調査によつて人頭税と兵徭の對象となる成年男子の把握に務めた。王朝創設以後最大値を記録した一八四七年における全國の人丁數と田土面積は、それぞれ一〇二萬四三八八丁、四二七萬八〇一三畝（一畝は〇・三六ヘクタール）であつた。⁽¹²⁾

表2 19世紀前半における阮朝の歳入額

	粟 (単位：斛)	錢貨 (単位：貫)	金 (単位：兩)	銀 (単位：兩)
1820年	2,266,650	1,925,920	580	12,040
1840年	2,804,744	2,852,462	1,471	121,114
1847年	2,960,134	3,108,162	1,608	128,773

錢貨の計數單位：1貫=600文
重量單位：1兩=37.75グラム
容積單位：1斛=2方=76.226リットル
* 容積單位としての斛は粟(粳)、方は米(玄米ないし白米)に對して使用され、兩者の合算(粟米)を示す場合には斛方という單位表記が用いられる

表3 19世紀前半における阮朝の國庫殘高

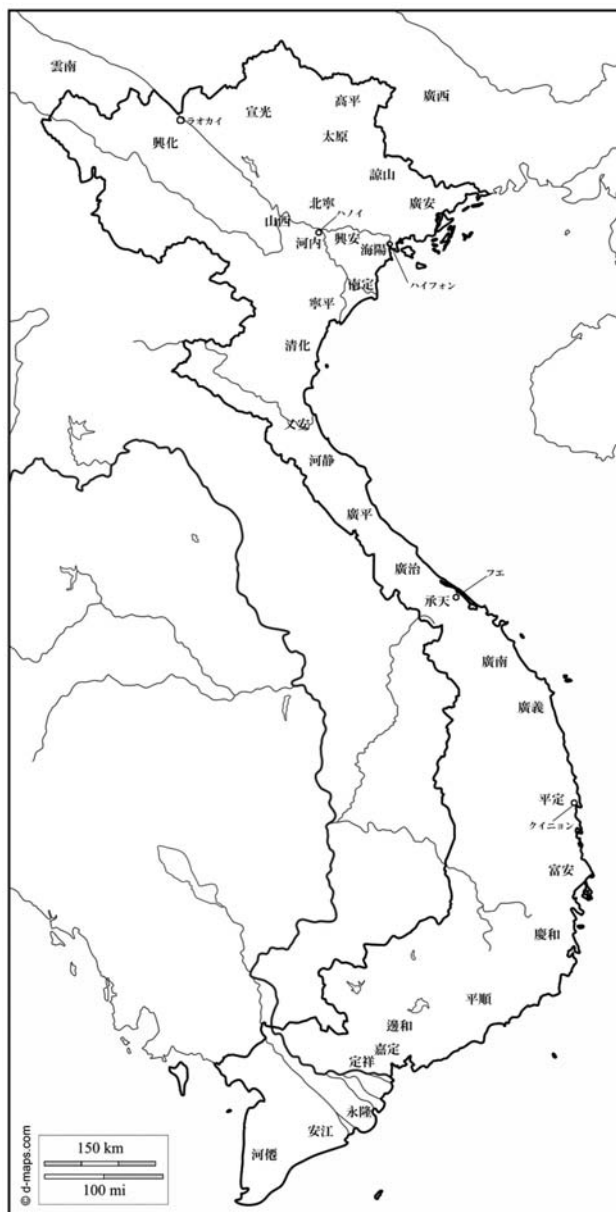
	粟米 (単位：斛方)	錢貨 (単位：貫)	金 (単位：兩)	銀 (単位：兩)
1840年末	6,544,376	14,335,337	37,480 (31,261.2)	2,506,670 (2,000,169)
1847年9月	9,466,460	12,234,358	48,741.11 (42,709.48)	3,265,346.97 (3,000,169.3)

* 金・銀の()内の數値は、珍藏ないし内留(いずれも非常時の支出に備えた特別備蓄)の額を示す
典據：表2・3ともに嶋尾稔「阮朝：「南北一家」の形成と相克」(齋藤照子編『岩波講座東南アジア史五 東南アジア世界の再編』岩波書店、2001年)28頁。なお表3のコメの殘高については、原史料に従い表記を「粟」から「粟米」へと變更した

阮朝の税制において、田賦・丁賦以外の諸税はすべて雑賦に分類された。雑賦諸税のうち税収面できくに重要だったのは、關津税と呼ばれる内國關税である。關津税は一八世紀に北部ベトナムを統治していた黎明朝・鄭氏政權の制度に起源をもち、阮朝期においても實施の中心は北部ベトナムにあった。中越を結ぶ内陸交通の發展を背景として、關津税収入は阮朝に多くの貨幣收入をもたらした。その額は、一八一九年に税錢三四萬緡(一貫)・税銀三八〇〇兩、一八四四年には税錢五〇萬緡・税銀二〇〇〇兩を記録している⁽¹⁵⁾。

阮朝は財政運営にあたり、年末に歳入・歳出の會計報告書作成を義務付けていた。『寔錄』には、いくつかの年次について歳入額と國庫の殘高の記載がみられ、嶋尾氏がすでにその數値を紹介している。それをもとに阮朝の歳入額と國庫殘高の推移をまとめたのが表2と3であり、いずれもコメ(粟ないし粟米)・錢貨・金・銀の四項目から構成されている⁽¹⁶⁾。一九世紀前半の阮朝は租税收入のほか

と各省の財政備蓄をあわせた數値と推測される。一九世紀前半に阮朝はいくつかの巨大な反亂や對外戰爭を経験している。有力な財政收入源をもたなかったから、表2の歲入額は稅收にほとんど對應するとみてよい。表3の國庫殘高は、フエ



地圖：一九世紀のベトナム（實線は現在の國境を示す）
 ＊インターネット上のフリーマップ（<https://d-maps.com/>）に筆者加筆

が、歳入と國庫殘高は一八四〇年代末にいたるまで一貫して増加しており、財政運営は比較的安定していたことが讀み取れる。¹⁷⁾

阮朝の財政収入を考えるうえで重要なのは、税収の際立った地域偏差である。表4は『大南一統志』の記述をもとに、省ごとの人丁數・田土面積と税額（額徴税）を粟・錢貨・銀・金についてまとめたものである。これらの數値には正確な年次が缺けているが、時期的にはフランスの侵略が始まる以前、嗣徳初期（一八四〇年代末～五〇年代中盤）の状況を反映している可能性が高い。¹⁸⁾この表をみると、課税基盤となる人丁數・田土面積そして税収のいずれにおいても、紅河デルタを中核とする北部諸地域（廣安・乂安（含河靜））が他地域を壓倒している。北部地域からの税収が全國に占める割合は、粟が七〇%、錢貨が六〇%、銀が六二%、金が五〇%に達しており、この地域が阮朝の財政運営にとっていかに重要であつたかが分かる。これに對し首都圏が位置する中部地域の税収は、金を除くといずれも三地域中最低となっている。

このような税収の地域偏差は、阮朝の財政運営に際立った特徴を與えることとなつた。それは、租税収入の大半を生み出す地方から、中部の首都・フエへと向かう、巨大な財の流れである。

（二）財政とロジスティクス

フエを中心とする阮朝の統治體制においては、首都圏と財政収入の中心とが明確に分離していた。地方で徴收された物財を効率良く首都のフエに輸送するため、阮朝は全國規模の財政的物流を組織しようとしたが、そのなかでもっとも大きな役割を果たしたのは、漕運制度であつた。¹⁹⁾漕運制度のもと、阮朝は民間船舶や國家の保有する輸送船を動員し、地方から大量の物資を海路でフエに輸送した。漕運によって輸送される物資の中心を占めるのは土地税として徴收されたコメであり、これに錢貨が續いた。阮朝の史料において、兩者はしばしば漕糧と總稱される。阮朝期、首都であるフエには皇族・官僚・兵員・官營工廠の職人などの消費人口が集中しており、その生活は漕糧の安定的な供給によってはじめて可能

表4 省別の人丁・田土面積および税収額（嗣徳初期）

省 名	人丁数 (単位：丁)	田土面積 (単位：畝)	額徴税粟 (単位：斛)	額徴税錢 (単位：貫)	額徴税銀 (単位：兩)	額徴税金 (単位：兩)
廣安	2,098	6,887	1,072	8,644	1,500	0.00
諒山	7,491	7,664	5,490	10,834	2,024	2.92
高平	9,439	36,009	9,974	16,087	2,180	2.50
宣光	4,179	16,157	4,113	16,450	5,210	550.00
興化	9,715	20,209	8,318	50,580	7,178	90.00
太原	9,461	59,907	13,705	23,848	2,168	57.00
北寧	45,723	450,103	274,943	157,199	1,360	7.00
山西	44,066	323,098	165,905	215,392	8,413	0.00
河内	60,257	393,066	245,650	202,995	1,276	0.00
海陽	43,900	425,547	260,319	154,417	2,840	0.00
興安	16,730	200,796	145,517	119,650	7,036	0.00
南定	70,898	515,774	470,712	236,489	172	0.00
寧平	31,092	145,629	103,394	35,208	0	0.00
清化	51,379	292,129	147,252	132,679	515	0.00
乂安（含河靜）	80,170	170,976	90,876	143,006	1,112	0.00
廣平	16,889	48,159	26,494	29,616	110	0.00
承天（含廣治）	68,540	126,150	96,357	111,883	1,477	0.00
廣南	51,458	133,163	90,264	125,099	2,061	697.48
廣義	23,524	50,829	40,674	44,829	1,390	0.00
平定	57,249	107,705	79,850	122,698	4,898	11.23
富安	10,465	27,963	14,260	13,786	0	0.00
慶和	8,563	12,593	6,539	16,431	111	0.00
平順	13,163	39,724	32,044	18,300	684	0.00
邊和	12,190	14,932	12,277	37,371	3,193	0.00
嘉定	32,826	175,063	167,350	112,027	5,789	0.00
定祥	22,584	148,878	112,753	125,804	679	0.00
永隆	28,323	139,932	95,479	119,416	1,460	0.00
安江	15,065	88,336	55,560	121,471	2,421	0.00
河僊	5,793	1,699	2,408	1,441	2,192	0.00
北部合計 （廣安～乂安）	486,598	3,063,951	1,947,240	1,523,478	42,984	709.42
中部合計 （廣平～平順）	249,851	546,286	386,482	482,642	10,731	708.71
南部合計 （邊和～河僊）	116,781	568,840	445,827	517,530	15,734	0.00
全國合計	853,230	4,179,077	2,779,549	2,523,650	69,449	1418.13

典據：『大南一統志』（法國亞洲學會藏抄本影印、西南師範大學出版社・人民出版社：重慶・北京、2015年）各省田賦

* 影印本・第三冊には永隆省と河僊省の項目に明らかな錯簡があるため、兩省の数値は筆者の判断で正しく入れ替えた。また河内の額徴税銀、乂安（含河靜）の田土面積および廣平の額徴税錢については、原史料の数値に明らかな誤記がみられる。そこで本稿では、河内の額徴税銀については東洋文庫所藏の寫本、乂安（含河靜）の田土面積および廣平の額徴税錢については印度支那協會が1941年に出版した影印本に依據して數値を訂正した。

表5 地方からフエへの應載額の推移 (1813~1852 年)

年 次	米 (単位：方)	粟 (単位：斛)	錢貨 (単位：貫)	白米 (単位：方)	糯米 (単位：斛)
嘉隆 13 (1814)	600,000	0	0	0	0
明命 6 (1825)	620,000	0	0	0	0
明命 8 (1827)	500,000	0	0	0	0
明命 10 (1829)	500,000	0	0	0	0
明命 11 (1830)	224,050	0	0	0	200
明命 14 (1833)	260,000	0	0	0	0
明命 15 (1834)	200,000	0	0	0	0
明命 16 (1835)	380,000	0	0	0	0
明命 18 (1837)	380,000	0	0	0	0
明命 19 (1838)	420,000	0	0	0	0
明命 20 (1839)	300,000	240,000	0	0	0
紹治 元 (1841)	400,000	0	0	20,000	0
紹治 3 (1843)	350,000	0	0	20,000	0
紹治 4 (1844)	660,000	50,000	150,000	0	0
紹治 5 (1845)	600,000	0	350,000	30,000	0
紹治 6 (1846)	520,000	0	300,000	30,000	0
紹治 7 (1847)	500,000	100,000	2,000,000	30,000	0
嗣德 元 (1848)	290,000	0	1,200,000	30,000	0
嗣德 2 (1849)	380,000	30,000	750,000	30,000	0
嗣德 3 (1850)	450,000	40,000	800,000	30,000	0
嗣德 4 (1851)	450,000	30,000	1,000,000	30,000	0
嗣德 5 (1852)	500,000	70,000	1,200,000	50,000	0

典拠：『欽定大南會典事例』（法國遠東學院所藏本影印、西南師範大學出版社・人民出版社：重慶・北京、2015 年）卷 256、漕政漕運一、額徵漕糧

となった。また漕糧に加え、地方の特産物なども漕運によって定期的にフエに輸送されていた。

地方からフエへ輸送される漕糧の額については、一八三九年に北部が米五〇萬方、南部が米一〇萬方・粟一〇萬斛という基準が示された。この額は一八四九年に改定され、北部は米四五萬方、南部は白米三萬方・粟三萬斛となった。⁽²⁰⁾ただ実際には、各地方の徴税状況やフエでの需要に應じ、輸送額は毎年調整されていた。年次に脱落はあるものの、『會典』にはその年ないし翌年に輸送すべき漕糧の額（應載額）が記録されている。表5はそれをもとにして、データが得られる年次につきフエへの應載額を復元したものである。表に示されているように、紹治以降には漕糧としてコメだけでなく大量の

表6 紹治年間（1841-1847）における省別應載額

	米 (單位：方)	粟 (單位：斛)	錢貨 (單位：貫)	白米 (單位：方)
北寧	290,000	0	50,000	0
河内	490,000	0	0	0
海陽	400,000	0	150,000	0
興安	360,000	0	0	0
南定	1,160,000	0	300,000	0
山西	100,000	0	0	0
寧平	170,000	0	0	0
清化	0	0	500,000	0
乂安	0	0	200,000	0
河靜	0	0	50,000	0
廣治	0	0	200,000	0
廣南	0	0	350,000	0
平定	0	0	450,000	0
平順	0	0	100,000	0
嘉定	40,000	90,000	150,000	120,000
定祥	20,000	60,000	150,000	0
永隆	0	0	150,000	10,000
北部合計	2,970,000	0	1,250,000	0
中部合計	0	0	1,100,000	0
南部合計	60,000	150,000	450,000	130,000
總計	3,030,000	150,000	2,800,000	130,000

典據：表5と同じ

路による輸送が選擇された。陸路でフエに輸送された物品のなかで最も重要なのは銀である。阮朝は徴税や和買を通じて地方で獲得された銀のうち、規定の備蓄額を超えた部分は必ずフエに輸送するよう義務づけていた。⁽²¹⁾表7は『寔錄』と殊本に残された記述をもとにして、明命期以後陸路でフエに運ばれた銀の量を示したものである。年次に缺落は多いものの、一八四五年のように、一年で一〇萬兩近い銀が輸送されることもあった。

錢貨が輸送されている。つぎに挙げる表6は、『會典』のデータが比較的よく整っている紹治年間の應載額を省別に復元したものである。應載額には省によってかなりの差が存在していた。漕糧のうちとくに米についてみると、その大部分は北部の紅河デルタ諸省に由來するものであった。とりわけ南定省は、一省で漕糧として輸送される米の三分の一以上を供出している。錢貨については中部・南部も大きな額を供出しているが、最大の供出地はやはり北部地域であった。

阮朝の財政物流において、コメや錢貨などかさばる物品が漕運により海路で輸送されたのに對し、貴金屬等の高價な物品は陸

表7 地方からフエへの金・銀輸送額（単位：兩、兩以下は切り捨て）

年次	銀	金	銀＋金	發送地	史料典據
1823	50,000		50,000	嘉定	『寔錄』正編、第2紀、卷20、5葉裏
1827	31,500		31,500	全國	『寔錄』正編、第2紀、卷41、8葉表
1831	55,000		55,000	北城	『會典』卷54、2葉裏
1835	22,500		22,500	中部各省	『寔錄』正編、第2紀、卷154、22葉裏
1835	46,765	675	47,440	北圻	硃本、明命、第54集、4葉表－6葉裏
1842*			103,165	北圻	硃本、紹治、第17集、41葉表－43葉裏
1845*	89,644	189	89,833	北圻	硃本、紹治、第30集、32葉表－35葉裏
1851	40,227	1,292	41,519	廣平以北	硃本、嗣德、第22集、214葉表－217葉裏
1851	21,190	12	21,202	廣南以南	硃本、嗣德、第26集、166葉表－168葉裏
1852*	11,500	11	11,511	廣南以南	硃本、嗣德、第36集、249葉表－252葉裏
1852*	24,000	791	24,791	廣治以北	硃本、嗣德、第36集、266葉表－271葉表
1855	17,467	91	17,558	廣治以北	硃本、嗣德、第49集、235葉表－239葉表
1859*	52,299	86	52,385	全國	硃本、嗣德、第101集、261葉表－266葉表
1862	26,940	78	27,018	北圻	硃本、嗣德、第139集、78葉表－80葉裏

*を付した年次の数値は發送豫定額。銀は土銀を、金は砂金を含めた額を示す

(三) フエにおける財政備蓄

海路と陸路で地方から集められた大量の物資は、フエに建設された各種備蓄機關によって管理された。その結果一九世紀前半のフエには、他地域を壓倒する膨大な財政備蓄が形成されるにいたった。ここでは首都に設けられた備蓄機關のうち、とくに重要な倉場と内務府の財政備蓄について確認する。

倉場はフエにおける最大の備蓄機關であり、穀物と錢貨の貯藏庫群から構成される。米穀を貯藏する各倉は京倉と總稱され、廣積號・廣盛號・廣豐號の各號倉と、宮廷消費用の米を備蓄する尙米倉、籍田の收穫を貯藏する神倉からなっていた。これに對して錢貨は、永成號と永富號からなる錢庫に貯藏された。²²⁾『會典』は史料が作成された嗣德初期の京倉備蓄定額として、粟一六〇萬斛という數字を擧げている。²³⁾『寔錄』によれば、一八三四年時點における京倉の貯藏額は粟一二五萬斛、これに對し俸餉や兵餉としてフエで必要となる粟米は年間約五〇萬斛方とされている。この時戸部、倉場、廷臣らによって京倉の備蓄方針に關する議論が行われ、北圻からの漕米と京倉の粟で毎年の支出額五〇萬斛方をまかないつつ、承天府の租粟によって京倉からの支出を補填し、備蓄額を一五〇萬斛に維持す

ることが決定されている。⁽²⁴⁾

阮朝の財政システムにおいて、徴税・和買などによって取得された稀少材（金銀寶玉や高級織物など）はすべて内務府により管理された。⁽²⁵⁾ 一般に内務府は清朝における皇帝の家政機關として知られるが、阮朝の内務府は嘉隆期に存在した圖家と呼ばれる機關を前身とし、明命年間に内務府へと名稱が變更された。内務府には貯藏物に應じて合計一〇の貯藏庫が設けられていた。そのうち阮朝の財政にとつてとくに重要だったのは、金銀庫の銀備蓄である。金銀庫の銀備蓄は明命年間に入つて急速に増加し、その額は一八三〇年の時點で一六六萬兩に達した。一八三五年には銀備蓄の増加に對應するため、内務府のなかに「銀窟」と呼ばれる貯藏スペースが新設されている。内務府における金銀備蓄は、その大部分が「珍藏」という形をとり、非常時を除いて支出が行われることはなかった。表3に示されるごとく、銀の珍藏額は一八四〇年に約二〇〇萬兩、一八四七年には約三〇〇萬兩に達しており、その額はきわめて巨大なものであった。

内務府に巨大な銀備蓄が積み上げられるいっぽう、地方の銀備蓄額は急激に削減されていった。地方における銀備蓄總額は嘉隆期の一八一三年に一八萬二二二兩と報告されているが、⁽²⁶⁾ 明命期に入ると一八三〇年にはじめて地域ごとの銀備蓄上限額が提示され、その合計額は九萬一五〇〇兩にまで抑えられた。⁽²⁷⁾ 明命帝はその後も北城總鎮の解體や南部における黎文儂反亂の鎮壓といった機會をとらえ、地方の銀備蓄をフエに移轉している。その後嗣德帝期になつて行われた一八五九年の改定により、地方銀備蓄の上限は合計六〇五〇兩にまで減額された。⁽³⁰⁾ なおこの改定の前年、フエへの現送後北部諸省に残された銀は、河内八〇兩、諒山二一四兩、高平五六〇兩、寧平一八兩、山西四兩、興化一一兩、宣光七四〇兩、廣安二三〇兩、興安一五〇兩、南定六〇兩、海陽四〇兩、北寧と太原各三〇兩で、合計二一六七兩に過ぎなかった。⁽³¹⁾ 嘉隆期から嗣德期にいたる地方の銀備蓄の推移をみると、阮朝が地方における備蓄額を削減し、銀のストックをフエに集中させようとしたことは明白である。

以上本章での分析から、一九世紀前半における阮朝財政の構造を次のようにまとめることができる。阮朝は正賦とし

ての田賦・丁賦と、關津税など雜賦諸税の徴收を通じ、比較的安定した財政收入基盤を維持していた。地域別にみると、阮朝の財政收入の基盤は、首都圈を含む中部地域ではなく、紅河デルタを中核とする北部地域に存していた。そのため阮朝は、海路・陸路による輸送制度を通じ、地方からフエに向かう巨大な富の流れをつくりだした。そして地方から運び込まれた物財は、フエにおいて巨大な財政備蓄を形成したのである。以下第二章と第三章では、一九世紀前半に形成されたこのような財政構造が、一九世紀後半にいたってどのように變化していったのかを検討する。

第二章 一九世紀後半における阮朝財政の危機

紹治期に頂點に達した阮朝の財政收入と國庫備蓄は、嗣德帝の即位後、一八四〇年代末から一八五〇年代前半にかけて停滞ないし減少する。この時期に相次いで發生した災傷や疫疾は財政收入の柱である田賦・丁賦の課税基盤を掘り崩すとともに、救荒政策の必要から國家の財政支出を増大させた。⁽³²⁾ こうした嗣德初期の危機は阮朝の財政運営を壓迫したが、財政システムに根本から變更を迫るものではなかった。一九世紀前半に構築された財政システムに構造的な變化がみられるようになるのは、フランスの植民地侵略と北部ベトナムにおける華人武装集團の活動が本格化する、一八五〇年代末から七〇年代にかけてのことである。本章では當該時期におけるベトナムの状況を財政との關わりに着目して概観したうえで、この時期の阮朝の財政運営に決定的な影響を與えることとなった北部ベトナムにおける軍事支出の問題をとりあげる。

(一) 時代状況

一八五八年のダナン攻撃のち南部ベトナムに轉進したフランスは、一八五九年に嘉定・サイゴンを占領する。阮朝は當初フランスの南部侵略に武力で抵抗したが、北部の情勢不安もあつて一八六二年には第一次サイゴン條約を結び、コーチナ東部三省（邊和・嘉定・定祥）をフランスに割讓した。その後フランスは阮朝側に残った西部三省に進出をはかり、

一八六七年までに永隆・安江・河僊の三省を併合する。財政面についてみると、南部地域におけるフランスの勢力擴大は阮朝に二つの歸結をもたらした。

第一に、フランスによる領土侵略の結果、阮朝は南部六省から得られる稅收を一八六七年までにすべて失うこととなった。表4によれば、嗣德初期における南部六省の稅收は粟四四萬五八二七斛（全國合計の二六％）、錢貨五一萬七五三〇貫（同二〇％）、銀一萬五七三四兩（同二三％）であり、稅收全體に占める比率は決して無視できない。南部における稅收の喪失は、そこからフエに輸送される漕糧の喪失をも意味する。南部地域からフエへの穀物輸送を切斷することは、フランスのサイゴン占領における重要目的のひとつでもあった。³³南部からの漕糧を失った結果、フエにとって北部地域がもつ財政面での重要性はますます高まった。フランスによるサイゴン占領直後の一八六〇年、嗣德帝は北部諸省の官吏に對して民生の安寧と賦稅の充足を嚴命するとともに、「北圻諸省は國家の財賦が出ずる所の地であり、現在南圻からの載運が困難なので、京師で必要な錢穀はすべてここ（北圻）より取給している」と述べている。³⁴

第二に、阮朝は第一次サイゴン條約によつて領土割讓のみならずフランス・スペインに對する多額の賠償金支拂いを課せられることとなった。對佛賠償金についてみると、條約に定められた金額は銀四〇〇萬元（銀兩換算にして二八八萬兩）で、一〇年間の分割拂いとされた。支拂いは毎年前後二回にわけて行い、一回につき銀二〇萬元相當を支拂う取り決めであった。³⁵一八四七年における銀の國庫殘高が珍藏分を含め三三〇萬兩前後（表3參照）であったことを踏まえると、總額銀四〇〇萬元という賠償額は、阮朝の財政にとつて極めて巨大な額だったといえる。

阮朝は一八六二〜六三年にかけ二年分の規定額八〇萬元のうち七九萬四九五一元を支拂った後、嗣德一八（一八六五）年三月の時點で、嗣德一七年の前期分にあたる二〇萬元が未拂いの状態であった。³⁶嗣德一八年七月には、内務府から一〇萬元相當の銀器・銀錠を摘出し、賠償金支拂いに充てている。³⁷阮朝は内務府に貯藏された銀のほか、第一次サイゴン條約後も領土として殘された永隆・安江・河僊の稅收を賠償金支拂いに用いた。嗣德一八年六月には三省より銀元約一萬元・

錢貨一〇萬緡・粟五萬斛、同年七月には黃金約九二〇兩・銀兩約二二二〇兩、銀元一萬五〇〇元が賠償金支拂いにまわされている。⁽³⁹⁾ また同年一〇月には、永隆省の清商・顏萬合に命じて至急稅銀三〇萬元を納入させ、賠償金支拂いにあてることが決定された。⁽⁴⁰⁾

阮朝が南でフランスの進攻に對峙しているとき、北でもその統治を大きく搖さぶる事態が発生していた。北部の平野地域では、キリスト教徒の謝文奉（ないし黎維奉（鳳））が黎朝の復興を掲げて阮朝に對する反亂を起こした。謝文奉の反亂は一八六一年から一八六五年まで續き、阮朝は北部での反亂討伐に兵力を集中せざるを得なくなった。北部の山嶽地帯においては、一八六〇年代より山地少數民による反亂が頻發する。⁽⁴¹⁾ 反亂の中心となったのは高地に暮らすミャオ・ヤオ系の人々であり、「白旗軍」と呼ばれる反亂勢力を形成して阮朝の山地支配を脅かした。⁽⁴²⁾

白旗軍に續いて北部山地の秩序をさらに掘り崩すこととなったのが、一八六〇年代末より國境を超えて流入してきた華人武裝集團である。ベトナムの諒山・高平地域と隣接する廣西省では、太平天國反亂の餘波をうけて武裝集團が叢生し、清朝の支配に抵抗していた。⁽⁴³⁾ そのなかでもとくに大きな勢力として吳淩雲の率いる延陵國があり、彼が清朝軍の討伐をうけて死亡した後は、息子の吳亞終（ベトナム側史料では吳鯉）がその勢力を引き繼いだ。廣東の客家出身である劉永福は當初吳亞終の配下にあつたが、一八六五年にはさらなる活路を求めて黒旗軍を結成し、ベトナムに渡る。北部ベトナムにおける劉永福と黒旗軍は、白旗軍の擊破をきっかけに阮朝との協力關係を築いた。ついで一八六八年には、廣西を追われた吳亞終とその麾下にあつた黃崇英（または盤輪四）がベトナムに侵入する。阮朝は清朝軍と協力して吳亞終の擊破に成功するが、これを生き延びた黃崇英は黃旗軍と呼ばれる武裝集團を形成した。黃崇英は一八七五年に捕殺されるまで、雲南―ベトナム交易の要地であるラオカイの支配をめぐり劉永福の黒旗軍と熾烈な抗争を繰り廣げた。⁽⁴⁴⁾

一八六〇年代以降深刻化する北部ベトナムの情勢不安は、田土の荒廢や人丁の漂散、交易の斷絶などをもたらし、阮朝の財政收入基盤にも深刻な影響を及ぼした。とりわけ山地部においては、白旗軍や中國人武裝集團の活動によつて鑛山開

發や國境貿易が阻碍されたため、阮朝がそこから得ていた財政収入も縮小した。この時期ベトナム最大の銅産をはこった聚隆銅山は白旗軍の攻撃によって荒廢し、それに續く吳亞終らの流入は關津税の徴收を困難にした。⁽⁴⁵⁾ こうした状況のもと國境地帯で活動する商人は、阮朝ではなく黒旗軍や黃旗軍の保護を頼って交易を行うようになっていく。

このように、一八六〇年代以後には北部地域における財政収入の基盤が弱體化する一方、反亂の鎮壓にかかる軍事支出は擴大の一方をたどった。そこで次節では、阮朝財政の轉換を導くこととなる軍事支出の實態を、北部山地の状況に着目して検討する。

(二) 北部地域における軍事支出の擴大

一八六〇年代に入ると、北部ベトナムでは治安惡化に對處するため大量の兵員が展開し、そこで必要とされる兵餉（將兵への給料）の支拂いは阮朝の軍事支出を急速に擴大させた。例えば一八六二年の時點で海陽・興安の二省には六八〇〇人の兵が駐屯しており、兵餉として一人あたり五陌（二陌は六〇文）の亞鉛錢が毎月支出されていた。⁽⁴⁶⁾ この時期にもっとも多く⁽⁴⁷⁾の軍事支出が行われたのは、華人武裝集團の活動地域となった北部山地である。阮朝は治安回復のため北部山地に大量の兵員を投入し、一八六九年以降には清朝軍もこの地域で勦匪作戰を行った。⁽⁴⁷⁾ 清朝軍がベトナムに駐留するきっかけとなったのは、一八六八年に廣西から流入した吳亞終の一團である。阮朝は吳亞終討伐のため清朝に協力を要請し、これをうけ嗣德二二（一八六九）年三月には廣西提督・馮子材が正規軍の三一營を率い諒山に入った。⁽⁴⁸⁾ 馮子材は阮朝側と協力して吳亞終を擊破し、嗣德二三（一八七〇）年六月までベトナムで匪賊の掃討に従事した。⁽⁴⁸⁾ 阮朝はベトナム領内で活動する清朝軍のために軍需物資を補給し、さらに賞賜として金錢・銀錢や金牌・銀牌（レリーフを施された金製・銀製のタブレット）、象牙・香木・燕巢・肉桂などの物産を頒給した。⁽⁴⁹⁾ それゆえ清朝軍との合同作戰は、阮朝にとって大きな財政支出を強いるものとなったのである。

表8 嗣徳20年冬から23年2月にかけて
前線に送られた金・銀・錢貨・米

1. フェから北寧・河内および諸軍次	
黄金	300 兩
銀條および銀兩	60,000 兩
銀錠 (7 陌錠～3 貫錠)	19,100 錠
各項金錢	382 枚
各項銀錢	27,659 枚
紫金牌	30 面
銀牌	1,500 面
2. 河靜以北の各省・道から諸軍次	
銀	105,800 兩
當六銅錢	10,700 貫
當四銅錢	19,500 貫
亞鉛錢	691,000 貫
米	148,900 方
銀錢	500 枚
金錢	5 枚
銀牌	650 面
銀錠 (2 錢錠～5 陌錠)	700 錠
3. 合 計 額	
銀 (銀條および銀兩)	165,800 兩
各項銀錠	19,800 錠
黄金	300 兩
當六銅錢	10,700 貫
當四銅錢	19,500 貫
亞鉛錢	691,000 貫
米	148,900 方
各項金錢	387 枚
各項銀錢	28,150 枚
銀牌	2,150 面
紫金牌	30 面
以上亞鉛錢換算額	約 4,000,000 貫

典據：硃本、嗣徳、第211集、270葉表—276葉裏

* 表中の合計額の諸數値は、原史料に記載された數値をそのまま採用している

硃本に收められた嗣徳二三年二月一日附の戸部題奏は、清朝軍との合同作戰實施前後における北部山地の軍事支出について、貴重な情報を提供してくれる。それによれば、嗣徳二〇（一八六七）年冬から二三年二月にかけてフェおよび北部諸省から前線へと送られた金・銀・錢貨・米の額は表8の通りであり、その合計額は亞鉛錢換算で約四〇〇萬貫に達した。一八四七年における阮朝の錢貨歳入が約三〇〇萬貫（表2参照）であったことに照らせば、この時期の軍事支出がいかに膨大なものだったかが分かる。また表中に示された物資以外にも、前線には大量の人參・肉桂・香木（瑯瑁・沈香）・藥材・織物類が送られていた。⁽⁵¹⁾ 同じくこの題奏によると、嗣徳二三年二月時點で山西・宣光・太原・諒山・北寧諸省に展開する兵員の規模はベトナム側が一萬五五〇〇人、清朝軍が約八〇〇〇人であり、これら兵員の維持に必要な毎月の支出額は、錢貨五〓六萬貫、米五〓六萬方および銀三〓四〇〇〇兩に達した。⁽⁵²⁾ こうした状況をふまえて戸部は、效率的な兵餉支出のため必要な兵員を削減すべきと主張している。

馮子材のベトナム進駐に際し阮朝が清朝軍のために行った支出については、嗣徳二年一〇月に行われた戸部の上奏に詳細な記録が残されている。ベトナム側の計算によると、嗣徳二年四月から二三年四月にかけて清朝軍に支給された錢貨・銀・米は、銀換算で合計四萬六八四兩に達した。これに對し馮子材は清朝側の計算に基づき、北寧省で保管していた軍資金から銀三萬八一七七兩を摘出、兵米等の代價として阮朝側に渡した。しかしベトナム側は、「上國からはるばる我が國を助けにきてくれたのだから、軍需をベトナム側より支給するのは、義として當然である」として、この銀の返還を決定する。⁽⁵³⁾ 同月には、廣西巡撫に對して銀の受領辭退をつげるための咨文が作成されている。⁽⁵⁴⁾ なお馮子材は兵餉の代價のほか、軍帳の設營に際してベトナム側から借りた銀四二〇八兩を支拂った。ベトナム側はこの軍帳銀を受領したが、さきに兵米等の代價として渡された銀については、使臣（朝貢使節）に携行させて清朝側に送り届けることとした。⁽⁵⁵⁾

一八六九年に吳亞終の掃討が完了した後も北部山地では華人武裝集團による活動が續いたため、阮朝はこの地域に大量の兵員を配置し、兵餉を補給し續けねばならなかった。例えば一八七二年時點における北部諸省の駐屯兵數は、合計で三萬四五七二名となっている。⁽⁵⁶⁾ また清朝軍との合同作戰は馮子材の歸國後も繼續し、一八七五年には黃旗軍の黃崇英、一八七九年には元清朝軍士官でベトナム李朝の子孫を自稱し阮朝への反亂を起こした李楊才が討伐された。一八六九年以後、北部ベトナムには清朝軍が常駐することとなったのである。⁽⁵⁷⁾ 阮朝にとって清朝軍の存在は軍事面で大きな助けとなる一方、そこから生じる經費は財政を壓迫し續けた。一八七五年、宣光省で清朝軍五營と阮朝の省兵が討伐作戰を行った際には、毎月の兵餉米支出が七〇八〇〇方に達している。⁽⁵⁸⁾

阮朝が華人武裝集團に對して實施した招撫策も、北部山地での財政支出を増大させる結果となった。招撫策は、武力討伐（勦）と並行して一八六〇年代以降阮朝が積極的に用いた作戰である。招撫に應じて歸順した集團（降匪）には、王朝に對する協力の見返りとして、位階の賞與、糧食・貨幣の支給、定住の許可、經濟特權（鑛山採掘權や關稅徵收權）などの恩恵が付與された。⁽⁵⁹⁾ 招撫策には黑旗軍のような成功事例もあったが、降匪に多額の資本を支給しなければならぬといえ、

いったん歸順した集團がしばしば離反するなどの問題を抱えていた。『寔錄』には一八六〇～七〇年代にかけ招撫のために多額の銀・錢貨・糧食を支出した記録が頻出しており、その費用はかなりの財政負擔になっていたと考えられる。⁽⁶⁰⁾

北部ベトナムにおける長期的な軍事支出の増大は、一九世紀前半に構築された阮朝財政のあり方を大きく搖さるものであった。一九世紀前半の北部ベトナムは阮朝のもっとも重要な財政基盤であり、米穀・錢貨・銀をはじめ、北部からもたらされる物資がフエの財政備蓄形成に大きく貢獻していた。しかし一八六〇年代より山地で大規模な軍事作戦が始まると、北部の平野諸省は前線で不足する米や錢貨を補給しなければならなくなった。殊本に残された數値によれば、嗣德二〇年冬から二四年二月にかけ、海陽・山西・河内・興安・南定・寧平・清化諸省が前線地域に送った物資の合計は、錢九六萬八〇〇貫、銀一九萬九八〇〇兩、米三〇萬九八〇〇方で、亞鉛錢換算にすると三七〇萬五〇〇〇貫に達している。⁽⁶¹⁾ これら諸省では、本來フエに輸送されるべき漕糧の一部がしばしば前線への補給にまわされた。例えば寧平・南定・海陽の三省は嗣德二三～二四年にかけ、漕糧として輸送すべき錢貨から一四萬貫を摘出して軍需に轉用している。⁽⁶²⁾ 軍需の擴大によって地方からの漕糧輸送が縮小すると、フエにおける穀物・錢貨備蓄も必然的に減少した。一八七四年時點でのフエの備蓄額は粟米九八萬斛方、錢五三萬五〇〇〇緡と報告されている。⁽⁶³⁾ 北部からフエに向かう物資の流れが縮小していったのと反對に、フエから北部地域に運ばれる物資の規模は一八六〇年代以後増大していった。表8からもみてとれるように、嗣德二〇～二三年にかけ、フエから北部地域には大量の金と銀が現送されている。フエから北部への銀現送はそれ以後も繼續し、一八七一年にはハノイに銀二萬兩、⁽⁶⁴⁾ 一八七五年には山西・北寧の軍次に同じく銀二萬兩が發送されている。⁽⁶⁵⁾ これら金銀や人參・肉桂・香木などの賞賜用産物は、もともと内務府に備蓄されていたものであった。一八六〇年代以後、北部とフエとの間における財の流れは大きく變化しつつあったのである。

表9 嗣徳18年におけるアヘン徴税額（単位：貫）

省 名	税 額
承天および平定	19,000
山西	4,800
廣南	6,000
廣義	6,000
平順	20,000
廣平	300
清化	3,000
南定	24,000
海陽	10,600
興安	1,300
寧平	1,000
河内	17,000
富安	2,000
高平	600
諒山	800
興化	1,000
廣安	800
永隆・安江・河僊	264,000
合 計	382,200

典 據：『寔錄』正編、第4紀、卷31、5
葉裏-6葉裏

が逼迫すると、フエの廷臣の間でアヘン合法化をめぐる議論が始まった。アヘンに重税をかければ實質的な使用禁止に等しくなる（不禁之禁）と主張するグループと、あくまでアヘンは嚴禁すべしと主張するグループの間で激しい論戦が起こったが、最終的には嗣徳一八（一八六五）年正月よりアヘン税の徴収が開始された。⁽⁶⁸⁾このとき定められた省別のアヘン税額は表9のとおりである。そ

第三章 新たな財政システムの登場

軍事支出の擴大によって財政危機に直面した阮朝は、國家の生き残りをかけて新たな財源を摸索し、そこから従来と異なる財政システムが出現するにいたった。一八六〇年代以後に打ち出された阮朝の財政政策については、一八七五年の土地税制改革を除き、これまでほとんど研究が行われていない。⁽⁶⁶⁾そこで本章では、この時期に現れる新たな財政システムの特徴を、
(一) 商品流通への課税強化 (二) 田畝錢と捐納の活用 (三) 開港と海關の設置という三點に着目して検討したい。

(一) 商品流通への課税強化

一八六〇年代以降、阮朝が財政収入を増加させるためにまず採用した方策は、商品流通への課税強化であった。この時期新たに課税の対象となった商品のうち、もつとも重要なのはアヘンである。ベトナムへのアヘン流入は一八二〇年代より本格化し、明命年間にはその害惡を食い止めるため繰り返しアヘン禁例が發せられていた。⁽⁶⁷⁾その後嗣徳年間になって國家財政

の後税額に變化はみられたものの、阮朝によるアヘン税の徴収は一八八〇年代に保護國化されるまで續けられた。

一八六〇年代以降には、アヘンのほかにも様々な商品が課税対象に加えられている。つぎにあげる表10は、『寔録』の記述をもとにして一八六〇～七〇年代における商品課税の状況をまとめたものである。これをみると、一八六〇年代以後には、アヘンのほか少なくとも米・酒・白錫（スズ）・布繢（綿布）・茴油・淀粉・乾榔・落花生・紫蟻（ラック）・黄草（清涼藥品）といった產品の流通に對して課税が廣がったことが分かる。これとともに興味深いのは、商品流通への課税の多くが、「屬客」「清商」など華人商人による徴税請負（領徴）に委ねられたことである。一九世紀のベトナムでは華人が流通經濟に深く食い込んでいたため、この選擇は合理的なものであった。阮朝はすでに一九世紀前半において鑛山税や關津税の一部を華人商人に領徴させていたが、その範圍は一九世紀後半になっていっそう擴大したといえる。この時期における商品課税の擴大は、ベトナムを取り巻く國際的な交易環境の變化とも密接に關聯していた。例えば嗣德二〇（一八六七）年および二八（一八七五）年における白錫税の徴収は、雲南・蒙自で產出されるスズの廣東向け搬出路が從來の廣西ルートから紅河～ハノイルートへ變化したことを反映したものであった。⁽⁶⁹⁾當時雲南と北部ベトナムの間では紅河を通じた内陸交易が發展しつつあったが、そこで取引されるアヘンやスズといった商品は、阮朝のみならず劉永福の黑旗軍にとつても重要な課税対象となっている。⁽⁷⁰⁾

（二）田畝錢と捐納の活用

軍事支出が擴大するなか、商品流通への課税とともに新たな財源として注目されるようになったのが田畝錢（または田土捐錢）と捐納であった。田畝錢は土地に對する臨時の附加税であり、捐納は中國史において一般に賣官として知られる制度である。⁽⁷¹⁾兩者の活用は、一八六〇年代以後阮朝の財政政策において重要な論點を形作った。

『寔録』によると、阮朝による最初の田畝錢徴収は、河工に必要な財源を捻出するため北部ベトナムで一八五八年に行

表 10 1860～70 年代における商品課税状況

年 次	内 容	史料典拠
嗣徳 17 年 9 月	廣南省の屬客・侯利和と莊叔茗ら、沙糖稅（廣南）および清船貨稅（廣南・平定・富安）の領徵を請願	『寔錄』第 4 紀、卷 30、22 葉表－裏
嗣徳 18 年 正月	鴉片稅の徵收を開始	『寔錄』第 4 紀、卷 31、5 葉裏－6 葉裏
嗣徳 18 年	米粒稅の徵收を開始。南定・海陽で清商が米を輸出する場合、1,000 斤につき銀 3 兩を徵收	『寔錄』第 4 紀、卷 40、9 葉裏
嗣徳 19 年 7 月	永隆・安江・河僊における酒稅の徵收を開始。清商が年間錢 2,500 緡での領徵を請願	『寔錄』第 4 紀、卷 35、1 葉裏
嗣徳 20 年 4 月	白錫稅の徵收を開始。稅額は 1,000 斤につき銀 10 兩（のち 13 兩に加増）とし、茶里（南定）・禁江（海陽）に稅司を設置	『寔錄』第 4 紀、卷 36、21 葉表－裏
嗣徳 20 年 5 月	巴川府に鹽港を設置し鹽稅年間錢 6,000 緡を領徵したいとの請願を屬客が行うも、不許可	『寔錄』第 4 紀、卷 36、27 葉裏－28 葉表
嗣徳 20 年 11 月	平定・平順に椎鹽稅司を設置	『寔錄』第 4 紀、卷 37、41 葉裏－43 葉裏
嗣徳 22 年 9 月	木稅（鐵木・楠木・各色木・雜木）を改定	『寔錄』第 4 紀、卷 41、21 葉表
嗣徳 26 年 正月	酒稅の徵收を開始（北～中部諸省）。稅額は大爐年間錢 40 緡、中爐年間錢 30 緡とする	『寔錄』第 4 紀、卷 48、3 葉表
嗣徳 28 年 6 月	河内で白錫稅の徵收を再開、稅額は年間錢 10,000 貫とする	『寔錄』第 4 紀、卷 53、59 葉裏
嗣徳 28 年 10 月	布績稅の徵收を開始。承天・廣南・廣義・平定・富安における銀 1,500 兩での領徵を清商が請願し、許可	『寔錄』第 4 紀、卷 54、28 葉裏
嗣徳 28 年 11 月	諒山で茴油稅の徵收を開始。3 年を 1 期とし、清商が錢 4,000 緡で領徵することを許可	『寔錄』第 4 紀、卷 54、37 葉表
嗣徳 29 年 9 月	綻粉稅（清化）および乾榔稅（廣南）の徵收を開始。綻粉稅は年間銀 400 兩、乾榔稅は年間銀 300 兩で清商が領徵	『寔錄』第 4 紀、卷 56、4 葉表
嗣徳 29 年 10 月	廣義において落花生および花生油殼稅の徵收を開始。清商が年間錢 1,500 緡で領徵	『寔錄』第 4 紀、卷 56、13 葉裏
嗣徳 29 年 10 月	父安において紫蟻および黃草稅の徵收を開始。清人が年間錢 1,000 緡で領徵	『寔錄』第 4 紀、卷 56、23 葉表
嗣徳 30 年 11 月	河内の省臣が、清商による白鹽・乾榔・生糸・紗綾・純絹稅の領徵を請願	『寔錄』第 4 紀、卷 58、28 葉表－裏
嗣徳 30 年 12 月	屬客・陳祥福による鹽稅の領徵（津汎および讓汎）を許可。年間の稅額は錢 2,661 緡とする	『寔錄』第 4 紀、卷 58、29 葉裏

われている。このとき田畝錢の徴收額は一畝あたり錢四陌（應役の各府縣は三陌に減額）とされ、合計七五萬七二二九緡の收入が見込まれた。⁽⁷²⁾その後一八六三年になると、北部地域で軍需を目的とする田畝錢の徴收が開始される。公田には毎畝一陌、私田には毎畝二陌が賦課され、徴收は嗣德一九（一八六六）年二月に停止されるまで続いた。⁽⁷³⁾その後嗣德二二（一八六九）年八月になって軍費調達の方策を検討するよう命じられた戸部は、停止された田畝錢徴收の再開を提案している。そこにおいて戸部は、田畝錢の賦課対象として田二八〇萬八〇〇〇畝（うち公田五三萬二八〇〇畝、私田二二七萬五二四〇畝）、土六四萬二〇〇〇畝（うち公土二五萬九五〇〇畝、私土三八萬二五〇〇畝）、鹽田一萬一七〇〇畝という數値を示し、そこから年間約九四萬五〇〇緡の田畝錢收入が確保できると述べている。戸部の提案をうけた嗣德帝は田畝錢の徴收再開を許可し、田からは公田・私田を問わず畝ごとに錢二陌、土と鹽田からは錢一陌が徴收されることとなった。⁽⁷⁴⁾なお硃本によれば、一八七一年の「捐田土錢（田土捐錢と同義）」徴收額は清化・父安・寧平・南定・興安諸省が二二萬貫、山西・北寧・興化・河内・海陽諸省が二五萬貫であった。⁽⁷⁵⁾その後田畝錢の徴收は、賦課額が一八七一年と一八七三年に増額されたのち一八七五年にいたって停止されている。⁽⁷⁷⁾

さきに紹介した嗣德二二年八月の戸部提言において、田畝錢とともに議論にのぼったのが、官品授與や徭役免除をインセンティブとした捐納の促進（勸捐）であった。戸部は數年來局地的に行われてきた勸捐の事例をふまえ、全國的な勸捐に向けた報奨基準を提示する。その内容は、家財より錢貨換算で五五〇貫以上の銀（實錢で納入する場合は六〇〇貫）を捐納した者に從九品を與え（品秩は以後捐納額に應じて加増）、それに満たない納付額の者には徭税免除の特權を付與し、また省・府・道の官員および士庶で勸捐に顯著な成果を上げた者に對しては、紀錄や銀牌を賜與するというものであった。硃本には嗣德二二～二三年における北部諸省の捐納額と捐納者リストが残されている。まず捐納額についてみると、嗣德二二年五月～八月期には南定・海陽・興安・廣安・山西・興化で銀二七一〇兩・錢三三〇〇貫⁽⁷⁸⁾、同年八月～十一月期には河靜・父安・寧平・南定・海陽・諒山・廣安で銀三〇三八兩・錢三萬七七〇〇貫・米一〇〇方⁽⁷⁹⁾、同年十二月～翌嗣德二三年

二月には河靜・父安・興安で銀九六兩・錢五七三九貫⁽⁸⁰⁾が集められた。捐納者リストの大部分は地方官や郷紳によって占められているが、海陽省の廣東幫の屬客といった華人の捐納主體も確認される。

在越清商への勸捐についてみると、吳亞終討伐のため進駐した馮子材も紅河デルタの清商から捐納を引き出そうとしている。嗣德二二年八月、馮子材は阮朝側に對して、招撫に應じ從軍を希望している降匪には米と銀を支給すること、またそこで必要な銀は河内・南定の客商に捐助させるべきことを傳えた。⁽⁸¹⁾ 殊本によれば、このとき清朝軍側と阮朝側雙方の代表者が二省で清商に捐納を呼びかけた結果、河内では五〇〇〇兩の捐銀が得られたという。⁽⁸²⁾ これに對し南定では、財力をもつ商人が少ないうえ、近年は「上游の有事」で交易が通じず赤字であるという理由により、捐銀の額は二〇〇〇兩にとどまっている。⁽⁸³⁾ 捐納に應じた客商の間には、黃崇英と劉永福がいまだ健在の状況下で、ふさがった商路を開くために清朝軍のさらなる掃討作戰を期待する聲もあった。⁽⁸⁴⁾

阮朝による勸捐の努力にもかかわらず、捐納によって得られる収入は伸び悩んだ。一八七一年になって嗣德帝は、「北圻には富商大賈が多いのに、財を傾けて邊境の軍費を助けることについては、卜式のように義を好む者がいまだいない」として戸部に北部の財政状況と勸捐の方策を検討させたが、そこでの戸部の回答は次のようなものであった。まず北部の財政状況について、嗣德二四（一八七二）年三月時点で寧平以北の各省と諸軍次には約四〜五萬の弁兵が駐在しており、毎月必要な錢貨は二〇萬貫前後に達する。現在各省に貯藏されている銀・錢貨と關津・アヘン稅收入をあわせ、銀を適宜賣却して錢貨にすれば合計一〇九萬七〇〇〇貫あまりが得られるので、四〜五月期における各省・軍次の費用はカバーすることが可能である。つぎに勸捐の方策としては、清人の救福指南書に記載された救荒對策にならい、新たに祠堂を建立して捐納による官品取得者を顯彰すべきことが主張された。⁽⁸⁵⁾ この祠堂建立による勸捐案は正式に認められ、總には仗義祠、縣には好義祠、省・道には高義祠、フエには達義祠を建立し、捐納を行った者の姓名を祠堂の石碑に刻んで祭祀を行うこととされた。そして、捐納によって従三品（捐納額一萬一六〇〇緡）から最高の正二品（捐納額一萬七六〇〇緡）を得た者は

仗義・好義・高義・達義の四祠、從五品（七二〇緡）から正四品（九六〇緡）の者は仗義・好義・高義の三祠、從七品（四〇〇緡）から正六品（六四〇緡）の者は仗義・好義の二祠、從九品（八〇〇緡）から正八品（三二〇緡）の者は仗義祠のみで祭祀をうけることが定められた。⁽⁸⁷⁾

なお嗣徳二四年一月には、北圻の洪水による稅收減少と捐納の困難を背景にして、公田公土（村落共有の田土）の賣却による軍費補填が提起されている。この案を奏言した黎峻は、現在荒蕪地となつてゐる公田公土を私田として賣却すれば軍費補助になるとし、賣却によつて得られる收入を南定一省で錢二〇〇萬緡（貫）と概算している。嗣徳帝はこの案に従い、實施のうえでその成果を確認することが決定された。⁽⁸⁸⁾

（三）開港と海關の設置

一八六〇年代以後、阮朝は商品課稅の擴張や捐納の活用によつて財政收入の強化を圖り、軍事支出の擴大に對應しようとした。その後一八七〇年代後半になると、フランスとの間に結ばれた第二次サイゴン條約により、阮朝の財政に大きな影響を與える出來事があった。

一八七三年に發生したガルニエ事件ののち、阮朝は一八七四年になつてフランスとの間に第二次サイゴン條約を締結する。⁽⁸⁹⁾ この條約はベトナム史にとつて重要な意味を持つ條項を複數含むものであった。⁽⁹⁰⁾ 經濟面についてみると、阮朝には條約の締結により、紅河の自由航行權の保證とハノイ・ハイフォン（寧海）・クイニョンの開港が義務附けられた。實際にはハノイ・ハイフォンが一八七五年九月、クイニョンは同年一月に開港されたが、その結果はフランス側の豫想と異なるものであった。というのも北部では紅河航行の開放と開港の結果、フランスではなく華商やイギリス船による貿易が急増することになったからである。⁽⁹¹⁾ 財政史の觀點からみて興味深いのは、これら三つの開港場に關稅徵收のための海關（商政衙）が設置され、フランスとベトナムが合同で徵稅にあたるようになったことである。坪井善明氏は海關の設置につい

表 11 河内商政衙の海關稅收入（出港稅、嗣德 30 年 8 月～嗣德 32 年 3 月）

徵稅期間	稅收額	銀兩換算額	典 據
嗣德 30 年 8 月 25 日 ～ 9 月 25 日	6,303 元 8 毫 7 釐	4,538 兩 4 錢 6 分	硃本、嗣德、第 290 集、 221 葉表～222 葉裏
嗣德 31 年 1 月 28 日 ～ 2 月 28 日	3,145 元 1 毫 1 釐	2,264 兩 1 錢 8 分	硃本、嗣德、第 299 集、 301 葉表～302 葉裏
嗣德 31 年 2 月 29 日 ～ 3 月 28 日	2,261 元 5 交 5 釐	1,628 兩 9 分	硃本、嗣德、第 300 集、 148 葉表～裏
嗣德 31 年 3 月 29 日 ～ 4 月 30 日	3,285 元 2 交 1 釐	2,364 兩 9 錢 9 分	硃本、嗣德、第 307 集、 106 葉表～107 葉裏
嗣德 31 年 5 月 1 日 ～ 6 月 1 日	1,707 元 4 毫	1,229 兩 1 錢 1 分	硃本、嗣德、第 307 集、 209 葉表～裏
嗣德 31 年 6 月 2 日 ～ 7 月 2 日	2,955 元 3 毫 5 釐	2,127 兩 4 錢 9 分	硃本、嗣德、第 307 集、 225 葉表～226 葉裏
嗣德 31 年 7 月 3 日 ～ 8 月 4 日	4,246 元 6 毫 3 釐	3,057 兩 2 錢 1 分	硃本、嗣德、第 307 集、 289 葉表～290 葉裏
嗣德 31 年 8 月 5 日 ～ 9 月 5 日	3,231 元 6 毫 5 釐	2,326 兩 4 錢 4 分	硃本、嗣德、第 308 集、 280 葉表～281 葉裏
嗣德 32 年 2 月 9 日 ～ 3 月 9 日	1,776 元 3 毫 6 釐	1,278 兩 7 錢 7 分	硃本、嗣德、第 318 集、 205 葉表～206 葉裏

て、せっかくの關稅收入もその大部分が稅關職員の給與とスペインへの戰時賠償金支拂いに充てられたため、ベトナムの國庫に入る收入はごく僅かであったと述べている。⁹²⁾ 開港以後の海關運営についてはこれまでフランス側史料を用いて若干の検討がなされてきたが、その全體像は十分に把握されていない。⁹³⁾ 本稿ではこれまで用いられてこなかった阮朝側の史料から、阮朝財政における海關の位置づけを考えてみたい。

海關をめぐるもつとも重要な問題は稅收の規模であるが、管見の限り先行研究でもその具體的數値にはほとんど言及がされていない。幸いにも、硃本には斷片的ながら海關の稅收記録が残されている。表 11 および 12 は、嗣德三〇（一八七七）年から三二（一八七九）年にかけてのハノイ（河内商政衙）およびハイフォン（海陽商政衙）の稅收記録を示したものである。河内商政衙の記録は出港稅、海陽商政衙の記録は出入港稅を反映している。残念ながら、數値が海關職員給料と賠償金を扣除したものであるかどうかは不明である。二表においてまず重要なのは、海關で徵收された銀の單位が「元」建てとなっていることである。これは商人が海關において、傳統的な銀兩や錢貨ではなく銀元（洋式銀貨）で納稅を行っていたことを示している。よく

表 12 海陽商政衙の海關稅收入（出入港稅、嗣德 30 年 10 月～嗣德 32 年閏 3 月）

徵稅期間	徵稅額	銀兩換算額	典 據
嗣德 30 年 10 月 27 日 ～11 月 27 日	17,424 元 65 禪	12,545 兩 6 錢 8 分	硃本、嗣德、第 294 集、 249 葉表～250 葉裏
嗣德 31 年 1 月 28 日 ～2 月 28 日	21,834 元 5 禪	15,720 兩 7 錢	硃本、嗣德、第 300 集、 146 葉表～147 葉裏
嗣德 31 年 2 月 29 日 ～3 月 28 日	9,242 元 82 禪	6,654 兩 7 錢 9 分	硃本、嗣德、第 300 集、 251 葉表～252 葉裏
嗣德 31 年 3 月 29 日 ～4 月 30 日	3,757 元 62 禪	2,705 兩 5 錢 8 分	硃本、嗣德、第 302 集、 297 葉表～298 葉裏
嗣德 31 年 5 月 1 日 ～6 月 1 日	8,693 元 6 禪	6,258 兩 3 錢 7 分	硃本、嗣德、第 307 集、 205 葉表～206 葉裏
嗣德 31 年 6 月 2 日 ～7 月 2 日	9,050 元 69 禪	6,516 兩 3 錢 1 分	硃本、嗣德、第 307 集、 260 葉表～261 葉裏
嗣德 31 年 7 月 3 日 ～8 月 4 日	5,883 元 16 禪	4,235 兩 7 錢 4 分	硃本、嗣德、第 307 集、 335 葉表～335 葉裏
嗣德 31 年 8 月 5 日 ～9 月 5 日	5,898 元 19 禪	4,246 兩 5 錢 6 分	硃本、嗣德、第 311 集、 239 葉表～240 葉裏
嗣德 32 年 3 月 10 日 ～閏 3 月 10 日	4,488 元 26 禪	3,231 兩 4 錢	硃本、嗣德、第 318 集、 226 葉表～227 葉裏

知られているように、アジアの銀流通においては傳統的に秤量銀としての銀錠が支配的であったが、一八世紀後半から一九世紀にかけ、中國の沿海部や東南アジアではスペインドルに代表される洋式銀貨の流通が擴大した。ベトナムに海關が設置された一九世紀末の時點では、すでにスペインドルやメキシコドルがアジアにおける國際決済通貨としての地位を確立しており、ハノイ・ハイフォンの關稅納入が銀元によつて構成されているのは極めて自然である。二表によれば、ハノイとハイフォンの稅收を合わせ、阮朝は多い月で二萬五〇〇〇元、少ない月で七〇〇〇元程度の稅收を得ていたことがわかる。ベトナムではすでに一九世紀前半の時點で洋式銀貨の浸透が確認され、阮朝自身も外國銀貨をもとに獨自の銀貨を鑄造している。⁹⁴しかし洋式銀貨による財政收入が一定規模かつ繼續的にもたらされるようになったという點で、一八七五年の海關設置は阮朝の財政政策にとつて劃期的であつた。

これらハノイ・ハイフォンの海關で徵收された洋式銀貨の一部は、北部の軍事前線に運ばれて支出された。北部山地における銀貨支出については、嗣德三一年四月に出された戸部の上奏に詳細な記録がみえる。それによると、まず嗣德三〇年十一月

に海陽の洋銀（洋式銀貨）を宣光・興化・高平・太原・諒山・廣安各省へ二〇〇元ずつ送付し、現地で試験的な支出が行われた。その結果、宣光・太原・高平では官價（二元＝五貫五陌三〇文）どおり洋銀を支出できたため、海陽・河内より合計八〇〇〇元が追加支給されることとなった。これに對し廣安では省内の洋銀需要が少なく、洋銀の市價は官價を下回っていた。また興化省からは、省内では亞鉛錢流通が支配的で銀元の流通実績がないため、その支出は困難との報告が送られてきた。この興化省からの報告に對して戸部は、清・洋の商人が集まる保勝（ラオカイ）でなら洋銀を賣却できるだろうし、洋銀を黑旗軍の俸餉に充當すれば解運の煩も省けるとの意見を述べている。⁽⁹⁵⁾

戸部は嗣德三一年五月にも洋銀での財政支出に關する上奏を行っている。この時点で宣光・諒山・廣安の諸省では銀元の市價が官價を下回っていたが、戸部はこうした狀況について「商政各所で徴收される銀は日ごとに多くなっているが、我が民はまだ（銀元の）使用に諳熟していない」と述べている。そしてより效率的な洋銀支出の方策として、「ベトナム諸省で王朝の漕運事業や物資買入れに從事する清客は、これら銀元による支拂いを受け入れており、彼らは（ベトナムで得た銀元を）中國に持ち歸れば容易に兌換できる」と論じ、清商に對してなら官價での洋銀支出が可能との見通しを示している。⁽⁹⁶⁾

市價と官價の乖離という問題をかえつつも、阮朝による山地での洋銀支出は續けられた。嗣德三三（一八八〇）年四月には、太原に進軍した黑旗軍と諒勇（諒山地域の義勇兵）に對する軍費としてハノイから銀三〇〇〇元が交付されており、同年十一月には宣光での軍事支出が増大したため、海陽から銀三〇〇〇元が支給された。⁽⁹⁸⁾その後嗣德三四（一八八一）年一〇月にも、ハノイから太原兵次へ洋銀三〇〇〇元が輸送されている。⁽⁹⁹⁾これらの事例にみられる三〇〇〇元という洋銀支出額は、個々の規模として決して巨大なものではない。また現在残された史料からは、海關の設置以後、總量としていったいどれほどの洋銀が山地の前線で支出されたのかは不明である。しかしながら、阮朝が海關から得られる新しい財源を積極的に活用して山地の軍事支出を補填しようとしたこと、そしてそれが洋式銀貨による財政支出という今までにない形

で實行されたことは、一九世紀後半の財政史を考えるうえで無視できない意味を持つと考えられる。

おわりに

一九世紀前半、阮朝は首都のフエに全國から富を集中させる独自の財政システムを構築したが、そこでもっとも重要な財政基盤を構成したのは、紅河デルタ諸省を中心とする北部地域であった。地方で徴收された米穀・錢貨・金銀などの富は、海路と陸路によってフエに輸送され、倉場や内務府において首都の巨大な財政備蓄を形作った。

一八五八年以後、阮朝は南部におけるフランスへの領土割譲とそれによる稅收の喪失、巨額の賠償金支拂い、軍事支出の増大によって財政危機に直面する。とくに一八六〇年代末以降華人武裝集團の流入によって北部山地が長期的な混亂状態に陥ったことは、阮朝の財政システムに大きな變化をもたらした。山地では阮朝・清朝の兵員が大量に展開したが、それによって生じた軍需を支えるため北部地域の餘剩物資は山地の前線へと向けられ、フエへの漕糧供給を壓迫した。この時期フエの國庫から北部に送られる財物の規模は大幅に増加したため、一九世紀前半に構築されたフエを頂點とする物財の流れが轉換することとなった。

こうした状況のなか、阮朝は商品課稅の擴大、田畝錢と捐納の利用、海關稅收入の活用といった手段により、新たな財源の創出に取り組んでいく。一八六〇年代以降の阮朝財政には、アヘン稅の解禁や華人による徵稅請負の伸張、財政運営における洋式銀貨の本格的導入など、佛領期にもつながる新しい動向が見て取れる。從來混亂と衰退の時代としてネガティブに評價されてきた一九世紀後半のベトナム史と阮朝であるが、すくなくとも財政史においては、次の時代へとつながる重要な動きがみられた時期としてとらえなおす必要がある。

本稿では傳統的な時代區分を跨いで長期的な財政構造の變化を検討したが、紙幅や史料の關係で十分に取り上げることができなかった問題も多い。一九世紀後半に限れば、財政政策の背後にあった對外交易の状況や、軍事支出を通じた貨幣

流入が現地經濟にあたえた影響の解明などが今後の重要な検討課題となる。また史料面においては、もっぱら阮朝側の史料にたよって分析を進めたため、領事報告をはじめとするフランス側の豊富な一次史料を参照することができなかった。とくに阮朝側とフランス側の史料がともに揃う海關の問題については、雙方の史料を組み合わせたさらなる検討が求められよう。

註

- (1) Victor Lieberman, *Strange Parallels: Southeast Asia in Global Context, c. 800-1830, vol. 1: Integration on the Mainland*, Cambridge, U. K.: Cambridge University Press, 2003.
- (2) 一九世紀前半における阮朝の統治體制を包括的に論じた研究として、以下の文献がある。Alexander Barton Woodside, *Vietnam and the Chinese Model: A Comparative Study of Vietnamese and Chinese Government in the First Half of the Nineteenth Century*, 2nd ed., Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1988。嶋尾稔「阮朝：「南北一家」の形成と相克」(齋藤照子編『岩波講座東南アジア史 五 東南アジア世界の再編』岩波書店、二〇〇一年)。* たゞトナム本國で出版された標準的概説書として、Truong Thị Yên (chủ biên), *Lịch sử Việt Nam, tập 5: Từ năm 1802 đến năm 1858*, Hà Nội: Nxb. Khoa học xã hội, 2013を参照。
- (3) 北部ベトナムにおける近代史研究の見方を形作った古典的著作として、Trần Văn Giàu, Đinh Xuân Lâm et al. (biên soạn), *Lịch sử cận đại Việt Nam*, 4 tập, Hà Nội: Nxb. Giáo dục, 1960-1963がある。
- (4) フライモイ以後にベトナムで出版された書籍のうち、一九世紀後半を網羅的に扱ったものとして、Vũ Huy Phúc (chủ biên), *Lịch sử Việt Nam 1858-1896*, Hà Nội: Nxb. Khoa học xã hội, 2003 ㉔-㉕ Vô Kim Cương (Chủ biên), *Lịch sử Việt Nam, tập 6: Từ năm 1858 đến năm 1896*, Hà Nội: Nxb. Khoa học xã hội, 2013がある。
- (5) 代表的なものとして以下の諸文献を参照。Tsuboi Yoshiharu, *L'Empire vietnamien face à la France et à la Chine, 1847-1885*, Paris: Éditions L'Harmattan, 1987 ㉔-㉕ ㉖の日本語版もある坪井善明『近代ヴェトナム政治社会史：阮朝嗣德帝統治下のヴェトナム一八四七—一八八三』東京大學出版會、一九九一年。Nguyễn Thê Anh,

Monarchie et fait colonial au Viêt-Nam, 1875-1925: Le crépuscule d'un ordre traditionnel. Paris: Éditions l'Harmattan, 1992. Mark McLeod, *The Vietnamese Responser to French Intervention, 1862-1874*. New York: Praeger, 1991.

- (6) 陳荊和「『大南寔録』と阮朝硃本について」(稻・舟・祭刊行世話人編『稻・船・祭: 松本信廣先生追悼論文集』六興出版、一九八二年)。

- (7) 現在整理が完了している硃本は、初代皇帝である嘉隆帝から最後の皇帝である保大帝までの全期間をあわせ、合計で七三四卷(tập)にのぼる。このうち嗣德帝期の文書は三八六卷に達し、全體の五〇パーセント以上を占めている。Phan Huy Lê, "Châu bản triều Nguyễn: Châu bản năm Gia Long (1802-1819) và Minh Mệnh từ năm thứ 1 đến năm thứ 5 (1820-1824)," trong *Huế và triều Nguyễn*. Hà Nội: Nxb. Chính trị quốc gia, 2014, pp. 130-131.

- (8) Bradley Davis, *Imperial Bandits: Outlaws and Rebels in the China-Vietnam Borderlands*. Seattle: University of Washington Press, 2017.

- (9) 嶋尾「阮朝: 『南北一家』の形成と相克」二七二-二九頁。
- (10) 阮朝財政における銀の役割に着目した論考として、多賀良寛「一九世紀ベトナムにおける租税銀納化の問題」『社會經濟史學』八三一、二〇一七年および同「近世ベトナムの經濟と銀」(豊岡康史・大橋厚子編『銀の流通と中國・東南アジア』山川出版社、二〇一九年)。また阮朝期

の財政物流に重要な意味をもった漕運制度については、同「ベトナム阮朝の漕運制度に關する基礎的考察」『史學雜誌』一二七-八、二〇一八年で詳細な検討を加えた。

- (11) 本章で取り上げられなかった問題のうち、一九世紀前半における財政支出の構造や、省以下の地方財政がいかに運営されていたのかという問題については、別稿にてこれを詳しく検討したい。

- (12) 以下阮朝の税制に關する記述は、とくに注記がない限り、多賀「一九世紀ベトナムにおける租税銀納化の問題」九三-一九七頁による。

- (13) 嶋尾「阮朝: 『南北一家』の形成と相克」三〇-三二頁。

- (14) Li Tana, "Between Mountains and the Sea: Trades in Early Nineteenth-Century Northern Vietnam," *Journal of Vietnamese Studies* 7-2, 2012.

- (15) すべて税錢と表記されている収入には、税額が錢貨表示であるが實際にはその半分を銀で納入するケース(半銀半錢納)が含まれている。多賀「一九世紀ベトナムにおける租税銀納化の問題」九六-一九七頁。

- (16) ベトナムの漢喃史料はコメを表記するにあたり、概に對しては「粟」の字を、玄米(および白米)に對しては「米」の字をあて、兩者をあわせて「粟米」と記した。

- (17) 嶋尾「阮朝: 『南北一家』の形成と相克」二八頁。

- (18) 嶋尾「阮朝: 『南北一家』の形成と相克」二九頁。

- (19) 以下とくに注記をしない限り、阮朝の漕運に關する記述は、多賀「ベトナム阮朝の漕運制度に關する基礎的考察」

による。

- (20) 史料中で精白されたコメをとくに指示する場合には、玄米を含めた通常の「米」という用語でなく、「白米」という表現が用いられる。
- (21) フェへの銀現送については多賀「近世ベトナムの経済と銀」二二七頁も参照。
- (22) 『會典』卷二四八、一葉表―裏、倉場。
- (23) 同右。
- (24) 『寔録』(影印本、慶應義塾大學言語文化研究所、一九六一―一九八一年) 正編、第二紀、卷一三七、四葉裏―六葉表、明命一五年一〇月條。
- (25) 以下阮朝の内務府に關する記述は、多賀「近世ベトナムの經濟と銀」第三節による。
- (26) 『寔録』正編、第一紀、卷四七、四葉表、嘉隆一二年八月條。
- (27) 『會典』卷五四、一葉裏―二葉表、戸部倉儲・積貯。
- (28) 北城總鎮とは、嘉隆「明命前期にかけて設置された北部ベトナム全體を管轄する行政ユニットである。明命帝は中央集權化を進めるため一八三二年に北城總鎮を解體し、清朝にならった省制度を導入した。このとき北城總鎮の銀備蓄は河内省(ハノイ)に引き繼がれたが、翌年には備蓄額の上限が從來の三萬兩から一萬兩へと減額され、總鎮時代に備蓄されていた銀六萬一七〇兩のうち五萬五〇〇〇兩がフェへと現送された。『會典』卷五四、二葉裏および『寔録』正編、第二紀、卷八二、一葉裏、明命一三年七月條を参照。
- (29) 明命帝の集權化政策に反撥する勢力により、一八三三―三五年に南部地域で發生した大反亂である。反亂鎮壓後、根據地となった嘉定城には銀約一萬三八〇〇兩が残されていたが、明命帝は嘉定に二〇〇〇兩、永隆に一〇〇〇兩、邊和と河僊に各五〇〇兩をとどめ、残りの銀はすべてフェに輸送させた(『寔録』正編、第二紀、卷一五七、二葉表―三葉裏)。
- (30) 硃本、嗣德、第一〇〇集、一七九葉表―一八一葉裏、嗣德一一年一二月二六日、戸部覆奏。
- (31) 硃本、嗣德、第六二集、八四葉表―八七葉裏、嗣德一〇年四月二一日、戸部奏。
- (32) 嶋尾「阮朝：「南北一家」の形成と相克」二八一―二九頁。
- (33) Nguyen Thi Thanh, *The French Conquest of Cochina 1858-1862*, Ph. D. Dissertation, Cornell University, 1992, p. 173.
- (34) 『寔録』正編、第四紀、卷二三、一五葉裏、嗣德一三年八月條。
- (35) 『寔録』正編、第四紀、卷三一、二一葉表―裏、嗣德一八年三月條。
- (36) 同右。
- (37) 『寔録』正編、第四紀、卷三一、二八葉表―裏、嗣德一八年七月條。
- (38) 『寔録』正編、第四紀、卷三二、二二葉裏―二三葉表、嗣德一八年六月條。

- (39) 『寔録』正編、第四紀、卷三十一、三〇葉表一裏、嗣德一八年七月條。
- (40) 『寔録』正編、第四紀、卷三十三、九葉裏、嗣德一八年一〇月條。顔萬合は阮朝の徴税請負人であったと考えられる。
- (41) Vũ Huy Phúc (chủ biên), *Lịch sử Việt Nam 1858-1896*, pp. 126-128.
- (42) Davis, *Imperial Bandits*, pp. 23-27.
- (43) 当該時期における廣西の地方反亂については、Ella S. Lahey, "In the Wake of the Tapings: Some Patterns of Local Revolt in Kwangsi Province, 1850-1875," *Modern Asian Studies* 10-1, 1976 が詳しい。
- (44) 一八六〇年代以後ベトナムに流入した華人武装集團の動きについては、Ella S. Lahey, "Social Dissidence and Government Suppression on the Sino-Vietnam Frontier: The Black Flag Army in Tonkin," *Ch'ing-shih wen-t'i*, 4-2, 1979 及び Davis, *Imperial Bandits* を参照。
- (45) Davis, *Imperial Bandits*, pp. 29-31, 40.
- (46) 硃本、嗣德、第一四六集、八五葉表一八六葉表、嗣德一五年九月二二日、戸部奏。
- (47) 中國の犯罪者・匪賊が北部ベトナムに流入する事例は一九世紀前半より確認されるが、阮朝は一八六八年に出兵要請を行うまで、清朝による自國領内での越境捜査や掃討作戦を拒絶していた。望月直人「境界と匪賊——一九世紀中國・ベトナム間における「越境」と清朝―阮朝關係」『東洋史研究』七七一、二〇一八年。
- (48) Davis, *Imperial Bandits*, pp. 38-42.
- (49) 清朝軍に對するこれら物産の賞賜については、『寔録』正編、第四紀、卷四一、六葉裏一七葉表、嗣德二二年七月條などを参照。
- (50) Davis, *Imperial Bandits*, pp. 40-42.
- (51) 硃本、嗣德、第二一集、二七〇葉表一二七六葉裏、嗣德二三年二月一日、戸部臣等題奏。
- (52) 同右。
- (53) 硃本、嗣德、第二八集、一四五葉表一五〇葉裏、嗣德二三年一〇月三〇日、戸部覆奏。
- (54) この咨文の草稿は、硃本、嗣德、第二九集、三〇葉表一三五葉裏、嗣德二三年一〇月一七日、文班廷臣等奏に收録されている。
- (55) 硃本、嗣德、第二八集、二〇四葉表一二〇七葉裏、嗣德二三年閏一〇月七日、戸部奏。なお馮子材の進駐時に發生した經費負擔の問題については、『寔録』正編、第四紀、卷四二、二五葉表一裏にも該當する記述がみられる。ただその内容は硃本の情報を大幅に壓縮したもので、事態の経過が読み取りにくくなっている。
- (56) 硃本、嗣德、第二四九集、三三二葉表一三四三葉裏、嗣德二五年一〇月二六日、兵部奏。
- (57) 坪井『近代ヴェトナム政治社會史』九六一九七頁。
- (58) 『寔録』正編、第四紀、卷五三、二五葉裏、嗣德二八年三月條。
- (59) 大澤一雄「阮朝嗣德帝の土匪對策と黑旗軍」『史學』三

- 三二二、一九六一年、八一―八四頁。
- (60) 例えば嗣德二二年一月にはいったん阮朝側に投降した吳鯤に對し銀一萬兩を支給し、『寔錄』正編、第四紀、卷三九、五二葉裏、嗣德二四年正月には歸順した鄧志雄に散丁銀一〇〇〇兩、公本銀四〇〇〇兩を與えている(『寔錄』正編、第四紀、卷四四、二葉表)。
- (61) 硃本、嗣德、第二三七集、四三葉表―四五葉裏、嗣德二四年二月二日、戸部奏。
- (62) 硃本、嗣德、第二三七集、一八五葉表―二〇〇葉裏、嗣德二四年三月一〇日、戸部覆奏。
- (63) 『寔錄』正編、第四紀、卷五〇、二九葉裏、嗣德二七年三月條。
- (64) 『寔錄』正編、第四紀、卷四四、二四葉裏、嗣德二四年五月條。
- (65) 『寔錄』正編、第四紀、卷五三、五四葉表、嗣德二八年六月條。
- (66) 一八七五年に行われた土地税制改革については、Nguyễn Thê Anh, "La réforme de l'impôt foncier de 1875 au Viet-nam," *Bulletin de l'Ecole française d'Extrême-Orient* 78, 1991 および坪井『近代ヴェトナム政治社會史』二二七―二二九頁を參照。阮朝はこの改革により、それまで公田に比べて税率の輕かった私田への課税を強化した。
- (67) 藤原利一郎『阮朝のアヘン禁令について』『東南アジア史の研究』法藏館、一九八六年。
- (68) 藤原『阮朝のアヘン禁令について』二九八―二九九頁および Davis, *Imperial Bandits*, pp. 43-44.
- (69) 『寔錄』正編、第四紀、卷三六、二一葉表裏、嗣德二〇年四月條および同卷五三、五九葉裏、嗣德二八年六月條。武内房司『近代雲南錫業の展開とインドシナ』『東洋文化研究』五、二〇〇三年、六頁。
- (70) 酒井良樹『第二サイゴン條約と清佛戰爭』『南方史研究』一、一九五九年、一〇一―一〇二頁。一九世紀末―二〇世紀初頭にいたる北部ベトナム―雲南間の交易狀況については、岡田雅志『世紀轉換期のインドシナ北部山地經濟と内陸開港地』(秋田茂編著『大分岐』を超えて――アジアからみた一九世紀論再考) ミネルヴァ書房、二〇一八年) が詳しい。
- (71) 明清中國の捐納制度を包括的に研究した伍躍氏は、捐納によつて賣買されるのは官位そのものではなく、官僚となるための任官資格であつたことに注意を喚起している。このほか明清期の捐納制度のもとでは、すでに官僚となつたものに對しても、上位ポストへの昇進や懲戒處分の輕減・解除のための資格が販賣されるようになった。伍躍『中國の捐納制度と社會』京都大學學術出版會、二〇一一年、一頁。
- (72) 『寔錄』正編、第四紀、卷一九、二三葉裏―二四葉表、嗣德一一年一〇月條。
- (73) 『寔錄』正編、第四紀、卷三四、一二葉表、嗣德一九年二月條。
- (74) 硃本、嗣德、第一八九集、三〇八葉表―三一六葉裏、嗣

徳二年八月一九日、戸部奏。なお田の合計面積について、内譯として示された公田・私田の面積を合算した値との間に食い違いがみられるが、ここでは原史料の数値をそのまま採用した。

- (75) 『寔録』正編、第四紀、卷四一、七葉裏、嗣徳二年八月條。

- (76) 硃本、嗣徳、第二三九集、五葉表―八葉裏、嗣徳二四年五月一日、戸部覆奏。

- (77) 『寔録』正編、第四紀、卷五三、四五葉表、嗣徳二八年五月條。このとき部臣の陳評は田土捐錢の徴收を繼續し、徴收額約一一〇萬緡をもつて軍費にあてることを提案したが、嗣徳帝は従前に比べ軍務に餘裕があるとしてその徴收を停止している。

- (78) 硃本、嗣徳、第二〇三集、七八葉表―九三葉裏、嗣徳二二年一〇月一六日、戸部奏。

- (79) 硃本、嗣徳、第二〇〇集、二六七葉表―二八〇葉裏、嗣徳二二年一二月二六日、戸部奏。

- (80) 硃本、嗣徳、第二二三集、二〇九葉表―二一六葉裏、嗣徳二三年六月四日、戸部奏。

- (81) 『寔録』正編、第四紀、卷四一、一一葉表―裏、嗣徳二二年八月條。

- (82) 硃本、嗣徳、第二〇三集、一四六葉表―一四七葉裏、嗣徳二二年一〇月二〇日、戸部奏。

- (83) 硃本、嗣徳、第二〇二集、一三三三葉表―一三四葉裏、嗣徳二二年一二月一日、戸部奏。

- (84) 硃本、嗣徳、第二〇五集、一三三三葉表―一三六葉裏、嗣徳二二年一月四日、諒平軍次總統武仲平等題奏。

- (85) ここで言及されている救福指南書が具體的にどの書物を指すのか、本稿執筆時点では確認することができなかった。

- (86) 硃本、嗣徳、第二三七集、一八五葉表―二〇〇葉裏、嗣徳二四年三月一日、戸部覆奏。

- (87) 『寔録』正編、第四紀、卷四四、二八葉裏―三〇葉裏、嗣徳二四年五月條。

- (88) 『寔録』正編、第四紀、卷四五、二九葉裏―三二葉裏、嗣徳二四年一月條。

- (89) 一八七四年三月一日に平和友好條約が調印され、同年八月三十一日には通商條約が追加された。Laurent Burel, *Le contact protocolaire franco-vietnamien en Centre et Nord Vietnam, 1856-1883*, Thèse Paris VII, 1997, p. 233.

- (90) 重要な條項として、ガルニエによつて占據された北部諸省の返還、フランスによるコーチシナ西部三省領有の正式承認、ハノイ・ハイフォン・クイニョンおよびフエにおけるフランス領事・公使の設置がある。また第一次サイゴン條約によつて定められた對佛賠償金の未拂い部分については、その支拂いが免除されることとなった。

- (91) 酒井「第二サイゴン條約と清佛戰爭」。

- (92) 坪井『近代ヴェトナム政治社會史』二一九頁。

- (93) 前引坪井著書のほか、Laurent Burel, *Le contact protocolaire franco-vietnamien en Centre et Nord Vietnam*, pp. 300-305 および Dominique Niolet, *L'épopée des douaniers*

en Indochine 1874-1954, Paris : Kailash éditions, 1998 を参照。

(94) 多賀「近世ベトナムの經濟と銀」一二二—一二三頁および同「阮朝治下ベトナムにおける銀流通の構造」『史學雜誌』一二三—二、二〇一四年、第三章。

(95) 硃本、嗣德、第二九九集、六一葉表—六四葉裏、嗣德三年四月六日、戸部奏。

(96) 硃本、嗣德、第三〇〇集、一五三葉表—一五六葉裏、嗣德三年五月一八日、戸部覆奏。

(97) 『寔錄』正編、第四紀、卷六三、三〇葉表—裏、嗣德三年四月條。

(98) 『寔錄』正編、第四紀、卷六四、三一葉裏、嗣德三年一月條。

(99) 『寔錄』正編、第四紀、卷六六、二七葉表、嗣德三四年一〇月條。

附記…本研究は日本學術振興會特別研究員PD（課題番號17J03202）による研究成果の一部である。

philosophical influence that scientific thought had on the major turning point in the history of Chinese philosophy of the end of the Ming to the beginning of the Qing era (late 16th century–early 17th century). The rise of scientific thought during that time is largely due to Western science (西學) brought by the Jesuit missionaries who came after the end of the 16th century. Jiang Yong is considered a scholar who supported and highly valued Western science, but he also maintained the idea that the source of Western science was in China (西學中源). He thought that theories such as the golden ratio that came into China from the West had previously appeared in the books of ancient Chinese sages, and linked the golden ratio to the mathematical theory developed in the *Hetu Luoshu* 河圖洛書.

Jiang Yong is considered the ancestor of the Wan school (皖派), an important school in the study of old documents during the Qing Dynasty, and it is believed that he had great influence on Dai Zhen 戴震 (1724–1777), but the question of the nature of the specific influence has not been clarified. This paper analyzes their theories of mathematics in an attempt to learn how they influenced one another by considering what they expected from the sages and what kind of human beings they thought of as exemplars.

Another purpose of this paper is to consider how the intellectuals of the Qing era grasped “knowledge” (知). The thought of Jiang Yong and Dai Zhen included the idea that theoretical and universal things were distinct from technical and concrete things, and that the sages had foreseen the former. In other words, there is a hierarchy in “knowledge,” and theory is superior to technology. However, Jiang Yong esteemed human effort to create a detailed design of the sages’ theories as concrete techniques while still maintaining this hierarchy. His high evaluation of Western science may have arisen from its understanding of ancient theory.

REEXAMINING THE NGUYỄN DYNASTY’S RULE OF VIETNAM IN THE SECOND HALF OF 19TH CENTURY THROUGH THE STUDY OF ITS FISCAL ADMINISTRATION

TAGA Yoshihiro

This paper aims to analyze the Nguyễn dynasty’s rule of Vietnam during the late 19th century from the vantage point of fiscal administration.

In the early 19th century the Nguyễn dynasty created a fiscal administrative system marked by the concentration of national wealth in the imperial capital of

Huế. Under this system, the most important revenue source was located in the northern Vietnam centered on Red River delta region. Commodities such as rice, cash, gold and silver collected in the provinces were transported to Huế over sea and land routes, forming an enormous stockpile in the capital.

Beginning in 1858, the Nguyễn dynasty suffered territorial losses with cession of land to the French, resulting in a loss of tax revenue, the imposition of a war indemnity and expanding military expenditures, all of which caused a crisis in financial administration. Other problems included protracted turmoil in the northern mountainous region instigated by the influx of armed Chinese bandits that also brought substantial change in the dynastic financial structure. In order to supply Nguyễn and Qing troops, surplus goods in northern Vietnam were directed to the mountainous region at the expense of the supply to Huế. In this period, commodities sent to the northern region from Huế increased markedly, leading to a change in the flow of wealth centered on Huế that had been formed in the early 19th century.

To deal with such circumstances, the Nguyễn dynasty made an effort to generate fresh sources of revenue. New trends that foreshadowed the French colonial period can be found in the Nguyễn fiscal regime after the 1860s, including policies such as the inauguration of an opium tax, extended tax farming by Chinese, as well as the introduction of Western silver coins into the fiscal administration. Although traditional scholarship has seen the history of late 19th century Vietnam in negative terms, as far as the realm of fiscal administration is concerned, we should re-envisioned it as a period in which significant actions that led to the successive age were set in motion.